

蘆花記念公園内の空き家活用等ランドデザイン策定支援

業務委託仕様書（案）

1. 業務名

蘆花記念公園内の空き家活用等ランドデザイン策定支援業務委託

2. 目的

蘆花記念公園は、現在、旧脇村邸、旧郷土資料館、旧野外活動センターの各施設が活用されていない状態となっており、公園に近接する長柄桜山古墳群第1号墳の整備完了、公開に伴い、ビジターセンターや公衆トイレなどの整備も望まれる一方、地域住民からは防災機能の向上を望む声がある。

そのため、各施設の在り方を単体で考えるのではなく、公園全体に長柄桜山古墳群を含めた一体のエリアとして、市民と対話しながら逗子市の魅力向上に資するランドデザイン（地域再生法の基づく地域再生計画を兼ねる）を策定するため、その支援業務を委託する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4. 業務内容

(1) 逗子市の概況と基本方針の整理

逗子市の観光入込客数等の推移や産業構造、地理的特性等を分析した上で、市の主要政策の立地状況等を把握し、逗子市が目指す将来像を整理する。

(2) 蘆花記念公園及び周辺地域の現状調査、課題整理、分析

蘆花記念公園及び周辺地域の再生や魅力向上に向け、逗子市の歴史的背景や地理的状況を踏まえ調査、整理、分析する。

(3) 蘆花記念公園内にある建築物の現状調査、課題整理、分析

蘆花記念公園内にある建築物（別紙参照）の目視調査を行い、再整備・活用に向けた課題を整理、分析する。（地盤調査、耐震診断等の精密な調査は除く）

(4) 事業スキームの事例調査、提案

各施設の整備・運営に関しては民間企業との連携、企業版ふるさと納税や各種補助金の獲得を前提に進めるため、それらの事例を調査し、計画に適した手法を提案する。

(5) 市民の意見を聞く場（ワークショップ等）の支援

計画に対する市民の声を聞く場として、逗子市が主催するワークショップ等の支援をす

る。資料の作成、ワークショップ等への出席、会議結果の取りまとめを行う。なお、ワークショップ3回開催、市民説明会1回開催を基本とし、必要に応じて協議のうえ追加支援を行う。

(6) グランドデザインの計画素案の作成

(1)～(4)の結果を踏まえ、以下に記載された事項を盛り込んだグランドデザイン（地域再生法に基づく地域再生計画の要素を含む）の素案を作成する。

〔盛り込むべき事項〕

- ・ 基本的な方針・目標
- ・ 計画区域と計画期間
- ・ 目標を達成するために行う事業スキーム
- ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 補助金や企業版ふるさと納税の獲得に向けた検討事項

5. 業務実施体制等

- (1) 業務の遂行に必要な人員を配置し、責任者を明らかにすること
- (2) 打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回行うことを原則とする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、必要の都度、逗子市に対して報告すること。また、事業実施の際に、逗子市から関係者との打ち合わせの依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、作業を行うにあたり工程表を作成すること。

6. 実績報告書の提出

事業完了後、業務完了報告書を作成すること。業務完了報告書には、実施業務の内容、作成物、経費の内訳を明記すること。

7. 成果物等

- (1) 成果物は、次のとおりとする。
 - ・ 計画策定業務報告書…………… 1部
 - ・ グランドデザインの計画素案…………… 1部
 - ・ 上記報告書及び計画素案の電子データ（CD-R）…………… 1枚
 - ・ その他（逗子市が必要と認めたもの）…………… 1式
- (2) 業務内容にて作成したデータや、作成に伴い撮影された写真データ等は、PDFデータ及びAIデータとし、CD-R若しくはDVD-Rにて納品すること。
- (3) 制作物の著作権及び本業務により得られた成果は、逗子市に帰属するものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、逗子市と十分協議及び調整を行ったうえで実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、逗子市財務規則及び関係法令等を遵守し、本仕様書によるほか、逗子市の指示に基づき、誠実かつ確実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、作業中に知り得た事柄について守秘義務を負うものとする。
- (4) 受託者は、作業を行うにあたり、個人情報の取り扱いに関し十分留意し、適切な管理監督のもと業務を実施すること。
- (5) 本業務に必要な写真などについて、逗子市から提供を受ける場合には、逗子市の指示に従い、その取扱いに留意するとともに、著作権処置等を適切に行うこと。また、第三者（逗子市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合についても、著作権処置等を適切に行うこと。
- (6) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。